KUROTAKI

広報 くろたき

平成２５年度分の村県民税の申告について　…　7

議会だより　…　2
１０００万円をいただきました　…　5
大字区長紹介　…　5
黒滝村職員の給与などの概要　…　8
健康づくり情報　…　10

黒滝村消防団出初式
【関連記事…Ｐ４】

No.368
2013年
2月号

議会

議会活動状況 1月

6日●黒滝村消防団出初式
11日●区長会
16日●奈良県消防協会吉野支部連合出初式
28日●例月出納監査
29日●議員会

平成24年12月7日
第5回議会定例会

一般質問（要旨）

◆脇坂議員
2点についてお伺いしたいと思います。
まず、1点目は、去る9月の定例議会におきまして、西浦代表監査が決算審査意見書の中で申し上げた補助金、助成金、委託金は、事業内容を精査して支出されているのか、支出される金額は何を基準にされているのか、ご答弁いただきたい。
2点目は、今後の林業政策についてでございます。
村の基幹産業であった林業についてでありますが、村長は以前にマスコミ等に対し、衰退した林業の再建をうたっておられますが、具体的に何をしようとしているのかお聞かせ願いたいと思います。

◆辻村村長
今、脇坂議員さんからの質問2点につきまして、まず、1点目でございますが、代表監査のほうからも指摘を受けているということでございますけれども、地方自治法第232条の2において、普通地方公共団体は、その公益上必要である場合において寄附または補助をすることができると規定されているように、公益上必要がある場合にのみ支出を認められているものでございます。
本村でも、行政目的を達成するため、地域の団体や個人の協力を得て、効率的、効果的に事業を遂行する上で補助金が重要な役割を果たしてまいったと思っております。
しかし、平成16年の黒滝村行財政改革推進協議会で出された答申により、補助金の交付は財政的に余裕がある場合にのみ検討されるべきもので、平成17年度から50％カットしたことは行財政改革の取り組みに一定の成果はあるものの、一部団体においては、事業の必要に応じて議員の皆様と協議の上、増額してまいったところでございます。
財政的に余裕のない今日の状況では、補助金の廃止・統合を含めた抜本的な見直しが喫緊の課題となっていることは十分認識しております。
したがいまして、平成25年度予算計上として、補助金の適正化のツールとして全庁的に同一基準で補助金の評価を行う補助金チェックシートのようなものを活用することとし、本当に必要なのか、実施するのは村でよいのか、国や県が実施するほうが効果的なのかなど、これらの視点で現状の分析を行い、今後の方向性を検討して補助金の適正化を図ってまいりたいというふうに思っております。これは、平成25年度予算からそうさせていただきたいと思っております。
続きまして、林業の活性化についてでございますが、森林組合と協力をしまして、作業道の建設推進、また切り捨て間伐の補助金に対しまして、今年から非常に国の審査が厳しくなっております。
それに関しまして、放置林等の切り捨て間伐を推進するために何％かの村の補助を考えていきたいというふうに思っております。
あと、作業道に関しましても、村の補助の枠をもう少し検討してもいいのではないかというふうに思っております。
昨日の経済建設常任委員会で阪中委員のほうからご指摘ありました、バイオマスの件に関しまして、ペレット等の利用をしてバイオマス発電に利用するとかそういうふうなことは考えていないのかというようなこともありましたが、県のほうでペレットの工場を建設するとの情報もありますので、私のほうとしても真剣に勉強していきたいと思っております。

◆脇坂議員
まず、1点目の各種団体の補助金等についてでございますが、今、監査委員をさせてもらっており、各種団体さんの収支明細書を見ることができます。それが村に届いているのが30団体ございます。その合計が3,800万円になります。その中身を精査していただいているかどうかということをお聞きしたいと思います。

◆辻村村長
団体によりましてそれぞれに事情がございます。事務局も持っていないような団体もありますし、人的な応援をしているというような団体もございます。
私としては精査して、内容により区別して補助金をしていると思っております。

◆脇坂議員
そこで私がちょっと提案させてもらおうと思います。
収支明細書だけではなしに事業計画書をもとに今後の補助金を出していくのが普通ではありませんか。
過去の明細を見て出すよりも、今後こうしたいということで出していくほうが普通ではないかと思いますが、村長どう思われますか。

◆辻村村長
確かにそのとおりでございまして、今までも新しい事業、例えば事務局を役場に持っているとか、そういう団体はそんなに新規事業は余りなかったのですけれども、これまででしたら商工会の小規模事業推進事業とか、それから森林組合で重機を購入するとか、そういう新規事業の場合には、要望を受けて内容を精査し補助金を出しております。

◆脇坂議員
収支明細書を見せてもらったときに、相当な額がまだあるのに、なぜ補助金を出しているのかというような団体もありましたので、本当に精査してくれているのかなと疑問に思うのもあります。だから、この決算審査意見書でそういうようなことを書かせていただきました。
何かただ漫然と去年出ておったから今年も出そうというような感じで出しているのではないですか。それも冒頭、4月のときにもう各種団体に出しています。そういうところもいろいろ問題があるのではないかと思いますが。

◆辻村村長
4月に出しているということですが、要望もいただき、決算書もうちで見て判断するというのは大体4月、予算月ですので、出すのは4月になるのか、その団体によって全部違うと思うのですけれども、そういうふうになっています。

◆脇坂議員
そう言われますけれども、この前、ある団体には議会から条件つけたはずです。その条件が遂行されていないのに補助金が出されていますよね。だから、この辺は不可解です。

◆辻村村長
確かに指摘のとおり、そういうこともあったのですけれども、その後、結局できなかったということで、戻してもらうというようなことも確かにしていないので、その辺はこれからいろいろ考えていきたいと思います。

◆脇坂議員
この問題のことについてもう一つだけですが、冒頭に言いました意見書に対してのその返答はもらえないわけですか。

◆辻村村長
ちょっとその辺、私も見させてもらって参考にはさせてもらっています。
例えば各課のことでしたら、こういう指摘があったからこれから気をつけるようにとかは言っておりますが、それは確かに、報告はしていなかったと思います。これからは、できるところは報告させてもらいたいと思います。

◆脇坂議員
補助金等についてはこれで終わりますが、とにかく不可解というか、精査して出されているようには見えなかったので、今後はそういうチェックシートとかいうのが作られるようですが、適正なる補助金でお願いしたい。というのは、このお金は交付金でありまして、この前も代表監査が申しましたとおり、住民のための交付金であると。それをやっぱり有意義に使用するのが皆さん方の管理責任ではないかと思いますので、よろしくお願いしておきます。
それでは2点目の、林業についてでございますが、作業道と間伐の処理ということで村長は答弁をされましたが、間伐の使い道については、昨日、経済建設常任委員会のその他で出てまいりましたが、間伐の処理をしないことには、この前の台風のように人災害が起きるということもありますので、もう少し積極的な使用方法を考えていただいて、昨日も話が出ていましたが、まきストーブとかチップとかペレット、チップにするのは、そのくらい大したことはないと思いますので、何とかお願いしたいと思います。その辺もう少し詳しくお願いできませんか。

◆辻村村長
私もまだ勉強不足で、大体どのぐらいの設備がかかるのかだとか、そういうことも今のところまだ把握しておりませんので、先ほど申しましたように、これから勉強して検討していきたいと思っております。
それと、バイオマス発電についても、県がペレット工場を建設するという話も聞いておりますので、県にもその辺を相談しながら、研究したいと思っております。

◆脇坂議員
先ほど、あえて基幹産業であったというふうに申し上げましたが、今のところそういうようにしか僕は受け取れませんので、そう申しました。といいますのは、林業に対する就業希望者はたくさんいるように聞いておりますので、仕事さえあれば村の人口の歯どめにもなるのではないかと思います。
積極的な何か事業を起こし、雇用の場を広げていただいて、人口の減少に歯どめをかけていただきたいと、私は思います。
今後、村長の思い切った何か策を期待しております。よろしくお願いいたします。

村の話題

新たな気持ちで決意を固く！

『黒滝村消防団出初式』

1月6日（日）、新春恒例の平成25年黒滝村消防団出初式が黒滝村農林トレーニングセンターにおいて、中村団長以下78名が参加、優良団員の表彰や来賓の方々からの激励に続き、消防車による放水が盛大に行われました。

また、16日（水）には、大淀町において奈良県消防協会吉野支部連合出初式が行われ、当村から団長以下32名が参加しました。

両日、優良団員として数々の表彰を受賞されましたのでご披露いたします。

今後とも使命達成のため、ますますのご活躍を期待いたします。

優良団員表彰

●奈良県知事表彰

東部分団	分団長	山口晃夫
西部分団	副分団長	小田栄男

●奈良県消防協会長表彰

東部分団	副分団長	福西明光
東部分団	部長	井上忠彦

●奈良県消防協会吉野支部長表彰

西部分団	部長	辰己義彦
西部分団	班長	中前徳明
東部分団	団員	平田恵三
東部分団	団員	杉本篤彦
中央分団	団員	西谷和也
中央分団	団員	木村克彦

●中吉野警察署長表彰

中央分団	班長	柳本　進
東部分団	団員	東　賢
中央分団	団員	中西敏雄

●中吉野警察署長　勤続３０年特別表彰

本部	副団長	増春雅孝

●村長表彰（勤続２０年）

西部分団	班長	久保善裕
西部分団	班長	的場真一
西部分団	班長	植村孝也
役場	班長	畠山和宏

●消防団長表彰（勤続５年）

中央分団	団員	杉本秀雄
中央分団	団員	前芝孝彦
中央分団	団員	森本康幸
中央分団	団員	阪中郁也
中央分団	団員	阪中智也
役場	団員	山田直敬

【敬称略・順不同】

１０００万円をいただきました

▲本多勝美さんより、１０００万円を受け取る辻村村長

当村出身で、現在東京都にお住まいの、**本多勝美**さんより、教育に役立てて欲しいという想いで１０００万円を寄付していただきました。

多額の寄付に心からお礼を申し上げると共に、期待に応えられるよう活用させていただきます。

大字区長紹介

一年間お世話になる区長さんを紹介します。

笠木　**中前政明**（副会長）
桂原　**橋本正博**
長瀬　**吉村利明**
御吉野　**上北康雄**
堂原　**花岡初男**
寺戸　**吉田昌史**
中戸　**辻内幸二**（会　長）
赤滝　**中井龍彦**
脇川　**東　敏成**
槙尾　**橋本正則**
鳥住　**乾　邦彦**
粟飯谷　**九鬼良三**

【敬称略】

人権擁護委員の委嘱（再任）

人権擁護委員の**中井順子**さんが12月31日付けで任期満了となりましたが、引き続き1月1日付けで法務大臣から委嘱発令がされました。

ますますのご活躍を祈念いたします。

◆黒滝村人権擁護委員　【敬称略】

中井　順子（赤滝）
☎６２－２１５２

森本　重朝（鳥住）
☎６２－２２０８

相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

交通安全優良団体等表彰

財団法人奈良県交通安全協会中吉野支部協会が、交通安全運動推進に永きにわたり尽力した功績を認められ、交通安全優良団体等表彰（優良交通安全協会）を受賞しました。

心よりお祝い申し上げます。

表彰状
中吉野支部協会　殿
貴協会は交通安全運動推進のための組織をあげて尽力され交通安全思想の普及徹底と交通事故の防止に顕著な業績をあげられました
ここに第五十回交通安全国民運動中央大会に当たり表彰します
平成二十五年　一月十六日
財団法人全日本交通安全協会
会長　今井　敬

国民健康保険の被保険者証がカード化されます

平成25年4月1日の更新から、国民健康保険の被保険者証がカード化されます。カード化に伴い、これまで世帯ごとに発行されていた被保険者証が1人につき1枚交付されるようになります。

1人に1枚あるので、長期旅行や出張等のために保険証を分ける手続きの必要がなくなります。また、名刺サイズになるので、財布に入れて持ち運びやすくなるなど、大変便利になります。

これまでとは異なり、名刺サイズと小さくなりますので、紛失に十分注意され、誤って捨ててしまわないよう大切に保管してください。

◆新しい被保険者証は・・・

3月下旬に簡易書留郵便で世帯主宛に郵送します。3月末までに保険証が届かない場合は、役場保健福祉課ほけんグループまでご連絡ください。

※有効期限の切れた保険証は、窓口（役場保健福祉課）へご返却いただくか、ハサミを入れるなどして処分していただいて結構です。

◆マル学の方はお手続きが必要です

国民健康保険に加入中の方が、就学のため黒滝村以外に住民票を移した場合は、マル学の申請をすることによって引き続き黒滝村の国民健康保険証を使うことができます。

マル学の保険証を使用する方は、毎年度申請が必要となりますので、①学生証または在学証明書（4月1日以降有効のもの）、②みとめ印をお持ちになり、3月15日（金）までに手続きにお越しください。

◆問合せ　保健福祉課

（見本　表）

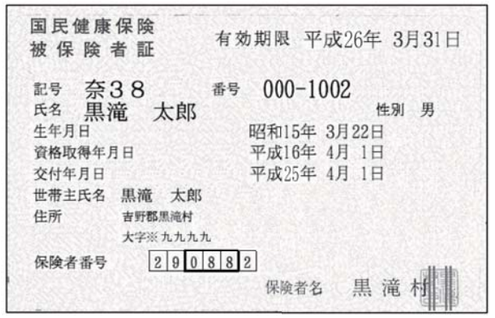

（見本　裏）

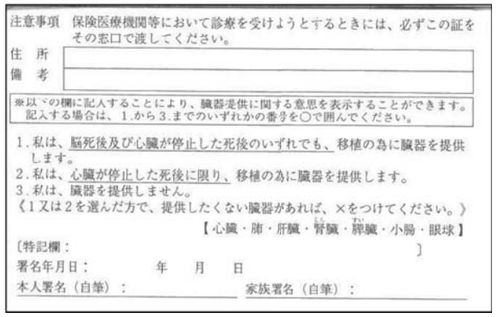

犬の放し飼いは止めましょう！

◆犬を飼うときのマナー

○犬の放し飼いは止めましょう

・犬の放し飼いは法律で禁止されています。

・犬が放されていると、飼い主が大丈夫と思っていても他人に恐怖や危害を与えたり、交通事故を起こす恐れがあります。

・散歩をするときも引き綱を必ずつけましょう

・犬をつないでおくときは、敷地内からはみ出さないようにしましょう。

○犬の糞の後始末をしましょう

・散歩の途中でした糞は必ず持ち帰りましょう。

○犬に噛まれたとき

・自分の犬が他人を咬んだときは、保健所へ届出を必ずしてください。

◆問合せ　建設課

平成25年度分の村県民税の申告について

平成25年度分の村県民税の申告の時期が近づきました。村県民税は、昨年1年間（1月から12月まで）の所得金額の申告をもとに、村や県に納める税金の額が決定され、翌年度に納税していただく仕組みになっています。申告の際は、次の事項に留意いただき、ご理解とご協力をお願いします。

◆申告が必要な人

平成25年1月1日現在、黒滝村に住所があり、次の項目のいずれかに該当する人。

①村から申告書が届いた人
（申告書は、2月15日頃に発送します。）

②税務署に所得税の確定申告をしない人（昨年中に所得がなかった人も村内に居住する人の扶養家族でなければ村県民税の申告は必要です。）

③収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されていない人

※村県民税の申告は、所得税の申告と異なり、所得の多少にかかわらず申告をしてください。

◆申告の受付期間について

申告の受付期間は、
平成25年3月15日（金）までです。

◆申告の時用意していただくもの

①配付された申告書
②印鑑（朱肉を使用するもの）
③収入金額と必要経費のわかるもの
・給与や年金の受給者
源泉徴収票や勤務先から発行された給与や賃金の支払証明書など
・営業等、不動産所得者
収入金額と必要経費のわかる帳簿や領収書など
④各種所得控除を証明できるもの
・社会保険料（国民年金掛金、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、社会保険料）の領収書や証明書など支払金額のわかるもの。
・生命保険料、地震保険料、旧損害（長期）保険料の支払証明書
・医療費控除を受ける人は、その領収書及び保険金などで補てんされる金額のわかるもの。
・障害者控除を受ける人は、身体障害者手帳など。
・勤労学生控除を受ける人は、学生証など。
・配偶者控除や扶養控除を受ける人で、対象の人に所得や障害がある人は、それを証するもの。（その人の源泉徴収票や身体障害者手帳など。）
・税金の還付又は引き落としの口座番号のわかる預貯金通帳
⑤平成24年中に日本赤十字社や地方自治体等に寄付された方は、その領収書。（東日本大震災等への義援金については今年も引き続き対象となります。但し、一部対象外もあります。）

※寄付金のうち、2千円を超える部分について、一定額が税額控除されます。

⑥平成23年の災害による損失を昨年申告し、雑損控除の適用を受けられた方で、損失額をその年の所得金額から控除しきれなかった場合は、以後3年間繰り越して控除することができます。

◆申告しなかったら・・・

申告期限までに申告しなかった場合、国民健康保険税や介護保険料や後期高齢者医療保険料が正しく算定されなかったり、各種申請・手続きに必要な所得証明書や課税証明書が発行できないなどの不都合が生じることがありますので、期間内に忘れずに申告しましょう。

◆村からのお願い

医療費控除を受ける人は、支払領収書の合計を各個人ごと、又は各病院ごとにあらかじめ計算しておいてください。

◆年金所得者申告手続不要制度の創設について

平成24年分の公的年金等の収入金額が４００万円以下であり、かつ、同年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、平成24年分の所得税について確定申告書を提出することを要しないこととされました（ただし、村県民税の申告は必要ですのでご注意ください）。

なお、国税の確定申告が不要な場合に該当しても、医療費控除等による所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

◆問合せ　吉野税務署
（吉野町丹治２００番１）
☎０７４６－３２－３３８５

所得税確定申告書の受け取りについて

吉野税務署員等による平成24年分所得税確定申告書の出張受け取りが実施されます。（昨年までの出張相談が変更されました。）

◆日　時　2月25日（月）
午前10時～午後4時

◆場　所　黒滝村役場　2階会議室

◆問合せ　住民課

黒滝村職員の給与などの概要

本村の職員の給与については、村の財政状況を踏まえて国家公務員給与に準じて対応しています。

職員の定員についても黒滝村定員適正化計画に基づき、社会経済情勢や住民ニーズの変化に対応した職員配置を行いつつ、事務事業の見直しなどを踏まえて適正化に努めています。

村民の皆さまに職員給与・定員の実態を正しく知っていただくため、その概要を公表します。

（1）人件費の状況（一般会計決算）

区　分	住民基本台帳人口	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率	22年度の人件費率（参考）
23年度	877人（24.3.31現在）	1,547,920千円	141,485千円	296,353千円	19.15%	17.85%

（注）1．平成23年度の歳出額に対する人件費の割合です。
2．人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

（2）職員給与費の状況（一般会計予算・特別職は除く）

区　分	職員数（A）	給与費				一人当たりの給与費（B/A）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
24年度	35人	120,083千円	33,784千円	41,473千円	195,340千円	5,581千円

（注）1．職員手当には、退職手当を含みません。
2．職員数は平成24年4月1日現在の人数です。

（3）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

（平成24年4月1日現在）

区　分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
黒滝村	303,534円	347,789円	41.8歳	227,450円	256,892円	43.3歳
国	327,205円	397,723円	42.3歳	283,862円	321,662円	49.5歳

（注）数値は平成24年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

（4）職員の初任給の状況

（平成24年4月1日現在）

区　分		黒滝村	国
		決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

（5）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

（平成24年4月1日現在）

区　分		経験年数		
		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大学卒	192,800円	－	283,900円
	高校卒	172,200円	226,200円	274,400円
技能労務職	大学卒	－	－	－
	高校卒	－	－	227,500円

（注）数値は平成24年度地方公務員給与実態調査に基づきます。

（6）一般行政職の級別職員数の状況

（平成24年4月1日現在）

区　分		1級	2級	3級	4級	5級	計
標準的な職務内容		主事補・主事	主事	係長・課長補佐	課長補佐・課長	課長・参事	
職　員　数		1人	5人	15人	6人	2人	29人
構　成　比		3.4%	17.2%	51.7%	20.7%	6.9%	100%
参考	1年前の構成比	11.1%	14.8%	48.1%	18.5%	7.4%	100%
	5年前の構成比	13.8%	17.3%	37.9%	20.7%	10.3%	100%

（注）1．黒滝村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。（税務職等を除いた一般行政職の職員数）
2．標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

（7）昇給期間短縮の状況

区分		全職員
22年度	職員数（A）	42人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数（B）	0人
	比　率（B/A）	0.0%
23年度	職員数（A）	42人
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数（B）	0人
	比　率（B/A）	0.0%

（8）職員手当の状況

（平成23年度一般会計）

区　分	黒滝村			国		
期末手当 勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.25月分	0.70月分	6月期	1.25月分	0.70月分
	12月期	1.50月分	0.70月分	12月期	1.50月分	0.70月分
	計	2.75月分	1.40月分	計	2.75月分	1.40月分
退職手当	（支給率）			（支給率）		
		自己都合	勧奨・定年		自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置	国に同じ		その他の加算措置	定年前早期退職特別措置（2～20%加算）	

その他の手当

（平成24年4月1日現在）

区分	内容（1月毎の支給金額）		国の制度との異同
扶養手当	・配偶者	13,000円	同　じ
	・扶養親族1人当たり	6,500円	
	・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養家族	6,500円	
	・配偶者がない場合の1人目の扶養親族	11,000円	
	・満16歳～満22歳の子1人毎	5,000円	
住居手当	・借家・借間居住者最高支給限度	27,000円	同　じ
通勤手当	・交通機関利用者 全額支給の限度額	55,000円	同　じ
	・自動車等使用者 2km以上で5kmごとに13段階の区分 （最高支給限度額	24,500円）	
管理職手当	・参事職　給料月額の10/100 ・課長職　給料月額の 8/100 ・課長補佐職　給料月額の 6/100		異なる
教員特別手当	・給料月額の2/100（教育職（教諭））		

時間外勤務手当

（一般会計決算）

22年度	支給総額	2,849千円
	職員1人当たり支給年額	106千円
23年度	支給総額	3,549千円
	職員1人当たり支給年額	122千円

特殊勤務手当

（平成23年度一般会計決算）

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	0%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	－円
手当の種類	感染症防疫作業従事 行旅死亡人処理作業従事 行旅病人取扱作業従事

（9）特別職の報酬等の状況

（平成24年4月1日現在）

区分		給料月額	期末手当（23年支給割合）	
給料	村長	600,000円	6月期	1.45月分
	副村長	460,000円	12月期	1.50月分
	教育長	420,000円	計	2.95月分
報酬	議長	240,000円	6月期	1.40月分
	副議長	180,000円	12月期	1.50月分
	議員	170,000円	計	2.90月分

（10）定員の状況・部門別職員数の状況

（各年4月1日現在）

区分		職員数			対前年増減数		
部門		平成22年	平成23年	平成24年	平成22年	平成23年	平成24年
一般行政部門	議　会	1	1	1			
	総　務	10	9	8		▲1	▲1
	税　務	3	3	3			
	農　水	2	2	2			
	商　工	1	1	2			1
	土　木	5	4	4	1	▲1	
	民　生	2	2	2	▲1		
	衛　生	3	3	3	1		
	小　計	27	25	25	1	▲2	－
特別行政部門	教　育	10	11	11	▲2	1	
	小　計	10	11	11	▲2	1	－
普通会計　計		37	36	36	▲1	▲1	－
公営企業等会計部門	病　院	4	4	2	1		▲2
	水　道	1	1	1			
	その他	2	2	2			
	小　計	7	7	5	1	－	▲2
合　計		44	43	41	－	▲1	▲2

（注）　職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、臨時又は非常勤職員を含んだものです。
尚、これらの数値は平成24年度総務省地方公共団体定員管理調査に基づいたものです。

お知らせ

消費者生活相談 窓口開設

◆**日　時**　毎週火曜日（祝日は除く）
午後1時～4時
◆**場　所**　大淀町役場
1階相談コーナー
（1月～3月）
☎０７４７－５２－５５０１
◆**相談料**　無料
◆**主　催**　吉野郡消費者生活実践連絡協議会
◆**問合せ**　住民課

税等の納期

2月28日（木）

住民税	第4期
国民健康保険税	第8期
介護保険料	第8期
後期高齢者医療	第8期

忘れずに納付しましょう！

健康づくり情報

すくすく相談

◆**対　象**　乳幼児とその保護者
◆**日　時**　2月12日（火）
午後1時10分～
1時30分
◆**場　所**　診療所
◆**内　容**　身体測定、育児相談
◆**持ち物**　母子健康手帳
◆**問合せ**　保健福祉課

男性料理倶楽部

あなたも参加してみませんか

◆**対　象**　村内在住の成人男性
◆**日　時**　2月20日（水）
午前9時～午後1時
◆**場　所**　デイサービスセンター
◆**持参品**　エプロン、三角巾（もしくは三角巾の代用品となるもの）
◆**申込み・問合せ**
社会福祉協議会
☎６２－２８５０
※参加を希望される方は、2月12日（火）までにご連絡ください。

介護予防教室

～口腔ケアと転倒予防の運動について～

◆**対　象**　村内在住の成人男性
◆**日　時**　2月20日（水）
◆**場　所**　黒滝村中央公民館
◆**内　容**　口腔ケアは、誤嚥性肺炎の予防、正しい歯みがき（ブラッシング方法）などについて、また、運動では、転倒予防に着目した運動・体操を楽しく行います。
◆**問合せ**　保健福祉課
※参加を希望される方は、2月15日（金）までにご連絡ください。

アルコール関連問題 県民セミナー開催

アルコール関連問題に関する正しい知識を普及することにより、アルコール依存症への社会的偏見の軽減を図り、専門医療や断酒会等の自助グループにつなげる契機とすることを目的として、県民セミナーを開催します。

基調講演や体験発表、お酒の悩み相談も実施されますので、関心のある方はご参加ください。参加申込みは不要です。

◆**日時及び場所**
①2月15日（金）天理市前栽公民館
②2月17日（日）大和郡山市
市民交流館
③3月3日（日）奈良市生涯学習センター《予定》
④3月6日（水）エルトピア中和
⑤3月10日（日）生駒たけまるホール
⑥3月16日（土）橿原市中央公民館
※時間はともに午後1時～4時
◆**主　催**　奈良県・奈良県断酒連合会
◆**問合せ**
○奈良県精神保健福祉センター
☎０７４４－４３－３１３１
○奈良県断酒連合会事務局
☎０７４３－２０－２６３４

てんいち先生

黒滝村人権・同和問題啓発推進本部

毎月１１日は
【人権を確かめあう日】
です

人権とは、人間が幸せに生きていく権利です。
すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。

南和広域衛生組合からお知らせ

～物品購入等に係る指名競争入札参加資格審査の申請について～

南和広域衛生組合（構成町村大淀町・高取町・黒滝村・天川村、下市町３町２村により一般廃棄物（ごみ）を共同処理するために平成４年４月１日に設立された一部事務組合）が行う物品購入等に係る指名競争入札参加資格審査の申請について。

平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までに南和広域衛生組合が発注する物品の購入又は製造の請負その他契約（建設工事、測量及び建設コンサルタントについての契約を除く。）に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格審査を行いますので審査を希望される方は、次の手続きに従い書類作成の上、期限内に提出して下さい。

◆**受付期間**　２月１日（金）～２月２８日（木）※平日のみ
◆**受付時間**　午前９時～午後５時
◆**提出先**
南和広域衛生組合美化センター事務室、高取町住民福祉課、黒滝村建設課、天川村住民課、下市町紫水苑
以上、最寄りの窓口で受付けます。また、申請用紙についても窓口で配布します。
◆**問合せ**　建設課

図書室だより

中央公民館図書コーナーには約 5,300 冊の本があります。
あなたの探している本もあるかもしれませんので、どしどしご利用ください。

■ **貸し出し日**　月～金曜日（祝日は休み）
■ **貸し出し期間**　２週間
※ただし、それ以上になる場合は教育委員会へ、連絡してください。

■今月のおすすめ

（小　説）　暗鬼－秀吉と家康の推理と苦悩／井沢　元彦

徳川家康の妻が、子を生んだ。今川義元の人質だった幼少のころに家康は子種を絶たれており、生まれるはずのない子だった。しかも、妻は義元の情人だったことがある、という噂も囁かれている－家康のわが子・信康への憎しみは年月とともに大きく膨れあがり、遂には、見事な若武者に育った信康を自刃に追い込むのだが…。

戦国の世に生きる権力者たちの不安と苦悩を描く７編。

（文　学）　花も刀も／山本　周五郎
（読み物）　地球の発明発見物語／西村　寿雄
（絵　本）　手ぶくろを買いに／
作　新美　南吉　　絵　黒井　健

村の施設の電話番号
市外局番（0747）

役　場　62-2031
IP 電話【050-5000-6200～6203】
教育委員会　62-2314
IP 電話【050-5004-6128】
診 療 所　62-2747
IP 電話【050-5000-6129】
歯科診療所　62-2621
デイサービスセンター
（社会福祉協議会）　62-2850
IP 電話【050-5000-6127】
こもれびホール　62-2280
黒滝駐在所　62-2034
観光施設に関することは、
観光施設指定管理者
（株）黒滝森物語村 62-2770
IP 電話【050-5005-1865】

人口・世帯数
（1月1日現在）

男	３９９　人	（－３）
女	４６３　人	（±０）
計	８６２　人	（－３）
世帯	３９３　世帯	（＋１）

自動車の各種手続きはお早めに！

毎年３月末は、自動車の検査・登録の各種申請が大変混み合います。移転登録（名義変更）や抹消登録（廃車）等の各種手続きは、できるだけ早期に済まされるようお願いします。

◆検査・登録の手続き案内

ヘルプデスク　☎０５０－５５４０－２０６３

※音声またはＦＡＸサービスにより 24 時間行っています。

※近畿運輸局ホームページ（http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/）で各種手続き案内を掲載していますのでご利用ください。

◆使用しなくなった軽自動車や原動機付自転車

３月２９日（金）までに廃車手続きをしないと、軽自動車税が毎年４月１日現在の所有者に課税されます。

○１２５cc 以下のバイク

役場で廃車できますので、ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書をお持ちの上、手続きにお越しください。

○１２５cc を超えるバイク及び軽自動車

軽自動車検査協会奈良事務所で、ナンバープレート・印鑑・自動車車検証・軽自動車税納税証明書・申請書類をお持ちの上、廃車手続きを行ってください。

◆軽自動車税の減免

運転者が身体障害者等である場合や、身体障害者等のために生計同一者が軽自動車を運転する場合の税金については、身体障害者手帳等に記載の障害の程度により減免を受けられます。

減免の申請期間は、軽自動車税の納税通知書が届いたときから、納期限前７日（４月２３日）までとなっています。

◆問合せ　住民課

黒滝村村民憲章

わたくしたちは、黒滝村のよさを活かし、先人の努力に学び、知恵と心を結集し、明るく豊かで活力ある村づくりをめざしてこの憲章を制定します。

・豊かな自然をまもり、より住み良い生活環境づくりに努めうるおいとやすらぎのある村をつくりましょう。
・互いの人権を尊重しあい、やさしさとあたたかさにみちた村をつくりましょう。
・郷土の文化遺産を大切にし、若い力をはぐくみ、生涯学習のふくらむ村をつくりましょう。
・勤労を尊び、産業の振興に努め、未来を拓く活力ある村をつくりましょう。
・長寿のよろこびをみんなで支え、健康で生きがいのもてる福祉の村をつくりましょう。

発行　黒滝村役場　〒 638-0292　吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地
℡　0747-62-2031　FAX　62-2569
E-mail　kurotaki@vill.kurotaki.nara.jp　URL　http://www.vill.kurotaki.nara.jp